

# 顧客からの委託注文の取扱い等の明確化に伴う「受託契約準則」等の一部改正について

2021年4月21日  
株式会社名古屋証券取引所

## I. 改正趣旨

当取引所は、「受託契約準則」等の一部改正を行い、2021年4月26日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、システム障害等の影響により、当取引所が取引参加者から行われた呼値を取り消さざるを得ない場合に備え、顧客からの委託注文の取扱い等について明確化することに伴い、所要の対応を行うことによるものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

## II. 改正概要

### 1. 委託注文の取扱い

- 取引所によって取引参加者から行われた呼値を取り消した場合であっても、原則として、顧客から取引参加者に対する委託注文は有効であることを明確化します。
- 取引所が呼値を取り消した場合でも、取引参加者は顧客の委託注文に関して再度発注することが原則であることを明確化します。

### 2. 呼値の取消し

- 当取引所は、システム障害等による売買停止の場合において、取引参加者から行われた呼値を取り消すことができることを明確化します。

### 3. 売買再開基準への適合状況等を把握するための取引参加者に対する確認

- 有価証券売買責任者を窓口として、全取引参加者に対して行うこととします。取引参加者は、この確認に回答しなければならないものとします。

(備考)

- 受託契約準則第8条、N-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第27条
- 受託契約準則第8条の2、N-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第27条の2
- 呼値に関する規則第3条、N-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則第6条
- 業務規程施行規則第20条

## III. 施行日

2021年4月26日から施行します。

以上